

東京都立西高等学校（全日制課程）いじめ防止基本方針

平成26年9月30日
校長 決 定

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) いじめを生まない、許さない学校づくりを推進する。
- (2) 生徒をいじめから守り通し、いじめ解決に向けた生徒の行動を促す。
- (3) 教員の指導力の向上と、組織的対応力を高める。
- (4) 保護者・地域・関係機関と連携した取組を強化する。

2 学校及び教職員の責務

学校及び教職員は、生徒の保護者、地域住民並びに関係する機関及び団体との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務を有する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行う。

イ 所掌事項

- いじめ防止指導
- 問題発生時の解決
- 教職員への研修

ウ 会議

各学期に1回以上、定期的を開催する。

エ 委員構成

副校長、生徒部主任、学年主任、養護教諭、警察関係者、福祉関係者

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

いじめを含む生徒の問題行動等の未然防止や、早期解決に向けた学校の取組について、助言や支援を行う。

イ 所掌事項

- 問題行動の未然防止
- 問題行動の早期解決
- 教職員への研修
- 個別の生徒支援

ウ 会議

各学期に1回以上、定期的を開催する。

エ 委員構成

副校長、厚生部主任、学年主任、養護主任、警察関係者、福祉関係者

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

- ア 全校集会やホームルーム等での指導を通じて、「いじめは絶対に許されない」という雰囲気を学校全体で醸成する。
- イ セーフティ教室等を活用し、インターネット等でのいじめを含む、いじめ防止のための啓蒙活動を推進する。
- ウ 人権教育及び道徳教育の充実を図ることで、生徒がいじめ防止について主体的に考える活動を充実させる。
- エ 校内研修の充実により、教職員の資質を向上させる。
- オ 面談や家庭訪問等の実施により、家庭との連携や協力を強化する。

(2) 早期発見のための取組

- ア 年に1回以上、「生活意識調査」を実施することで、早期のいじめの実態把握や、いじめを訴えやすい体制を整備する。
- イ 第1学年生徒を対象として、年度当初にスクールカウンセラーによる全員面接を実施することで、相談室の利用の周知等を図るなど、相談体制を整備する。
- ウ 学期に1回程度、生徒との面談を行うとともに、課題がある場合には、学校いじめ対策委員会に報告するなど、教職員全体によるいじめに関する情報共有を強化する。

(3) 早期対応のための取組

- ア 収集した情報に基づき、被害生徒の安全確保のために、「学校いじめ対策委員会」が対応方針を策定し、学校全体で共有して取り組む。
- イ 被害生徒の心理的ストレスを軽減するため、スクールカウンセラーを活用し、生徒やその保護者の心のケアを行う。
- ウ 加害生徒に対して、教育的配慮の下、全教職員が毅然とした態度による指導を徹底する。
- エ 教員等にいじめを伝えた生徒に対して、見守りや声掛けなどを継続するなど、その安全を確保する取組を徹底するとともに、保護者と緊密な連携を図る。
- オ 犯罪行為などが疑われる場合には、「学校サポートチーム」等を通じて、警察署や児童相談所等に相談し、適切な対応策を協議する。

(4) 重大事態への対処

- ア 重大事態を回避するため、被害生徒を複数の教員が見守る体制を構築するとともに、家庭との連絡を緊密に取り、その情報を全教職員が共有する。
- イ 被害の生徒やその保護者の心のケアを適切に行うため、スクールカウンセラーを活用する。
- ウ 緊急の保護者会等を開催し、個人情報に配慮した上で、事案の内容や学校の対応についての説明を行う。

5 教職員研修計画

- (1) 教職員を対象にした、いじめに対する理解、未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対処等に関する研修を、年1回以上実施する。

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) 保護者会等の機会を活用し、いじめ防止に関する学校の取組を説明するとともに、いじめの発生時には、保護者等からの情報提供を依頼するなど、学校と保護者との連携を強化する。
- (2) インターネットを通じて行われるいじめの防止や、その効果的な対処方法など、保護者に対しても情報モラル教育の充実に関する啓蒙活動を行う。

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) スクールサポーターの来校などの機会を通じて、警察署関係者と定期的に情報交換を行い、校内外でのいじめの防止に取り組む。
- (2) いじめに関連して犯罪行為が疑われる場合、「学校いじめ対策委員会」において速やかに協議し、警察署への相談等を行う。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) いじめ防止に関連する「学校評価アンケート」の項目を分析し、その結果を全教職員で共有する。
- (2) いじめ防止に関連する「学校評価アンケート」の結果を踏まえ、「学校いじめ対策委員会」において、本基本方針の改善について検討する。